宮城県地域防災計画［津波災害対策編］新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
※防災庁の設置を踏まえ、宮城県地域防災計画津波災害対策編における「内閣府」の一部の表記を「防災庁」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他の修正に関わる箇所については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、地震災害対策編も同様です。風水害等災害対策編は「内閣府」の記載なし。） ※表の最左列に記載の頁数は、修正前の計画における頁数を示します。			
	第２章　災害予防対策	**第２章　災害予防対策**	
20	第２節　津波に強いまちの形成 第１～第８　（略） 第９　「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 １　県の対応 県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。	第２節　津波に強いまちの形成 第１～第８　（略） 第９　「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 １　県の対応 県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。	➢　重複する記載の整理 ➢　津波災害警戒区域の指定に伴う修正
25	第４節　交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）東北本部 第１　（略） 第２　道路施設 （略） １　道路 地震編　２章　第５節　第２の「１　道路」を準用する。	第４節　交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 第１　（略） 第２　道路施設 （略） １　道路 （１）　耐震性の強化 地震編　２章　第５節　第２の「１　道路　（１）」を準用する。 （２）　避難路・避難階段の整備 地震編　２章　第５節　第２の「１　道路　（２）」を準用する。 （３）　避難路の安全対策 地震編　２章　第５節　第２の「１　道路　（３）」を準用する。 （４）　道路管理者間の情報共有化 地震編　２章　第５節　第２の「１　道路　（４）」を準用する。	➢　名称変更 ➢　通行抑制区間の取組み開始に伴う修正

宮城県地域防災計画 **［津波災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
25	（新設） （新設）	（５）　津波警報等発表時における通行抑制区間の設定及び周知 県が管理する国県道においては、津波警報又は大津波警報発表時、津波浸水想定区域内を通行する道路利用者の安全を確保するため、津波による浸水リスクが高い区間を「通行抑制区間」として設定し、道路利用者に対して自発的な通行回避及び避難を促すための注意喚起・情報提供を行う。また、通行抑制区間については、道路看板、ホームページその他の広報媒体を活用し、平時から道路利用者への周知に努める。 （６）　大津波警報発表時における通行規制区間の設定及び周知 国土交通省が管理する国道においては、通行規制を実施する区間がある（当該路線からの待避は可能、進入は規制）。また、通行規制区間については、道路看板、ホームページその他の広報媒体を活用し、平時から道路利用者への周知に努める。	➢ 通行抑制区間の取組み開始に伴う追加 ➢ 通行規制区間についての追記
41	第９節　防災知識の普及 第１　（略） 第２　防災知識の普及、徹底 １　（略） ２　住民等への防災知識の普及 （１）～（４）　（略） （５）　要配慮者及び観光客等への配慮 ア　要配慮者への配慮 県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 イ　（略） （６）～（８）　（略） ３　（略）	第９節　防災知識の普及 第１　（略） 第２　防災知識の普及、徹底 １　（略） ２　住民等への防災知識の普及 （１）～（４）　（略） （５）　要配慮者及び観光客等への配慮 ア　要配慮者への配慮 県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い並びにこども・若者（特に里親委託児、虐待被害経験者、発達障害等の特性をもつこども、外国人のこども、被災により孤立したこども等、声を聴かれにくい環境にあるこども・若者）の個別の状況や特有のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 イ　（略） （６）～（８）　（略） ３　（略）	➢ 第２版　こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインに基づく修正

宮城県地域防災計画 **［津波災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
43	4　津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 （1）　津波ハザードマップの整備 ア　津波ハザードマップの作成・周知 （略） なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28．4国土交通省）を参考に作成する。	4　津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 （1）　津波ハザードマップの整備 ア　津波ハザードマップの作成・周知 （略） なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（　　国土交通省）を参考に作成する。	➢　年度修正
46	第10節　地震・津波防災訓練の実施 第１　（略） 第２　防災訓練の実施とフィードバック １　定期的な実施 県及び沿岸市町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。	第10節　地震・津波防災訓練の実施 第１　（略） 第２　防災訓練の実施とフィードバック １　定期的な実施 県及び沿岸市町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 地方公共団体等は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。	➢　防災基本計画の修正
66	第23節　避難対策 第１　（略） 第２　徒歩避難の原則の周知 １　（略） ２　自動車での避難方策の検討 自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざる得ない場合において、沿岸市町は、　　避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する　　 （略）	第23節　避難対策 第１　（略） 第２　徒歩避難の原則の周知 １　（略） ２　自動車での避難方策の検討 自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざる得ない場合において、沿岸市町は、各地域による自動車利用や避難経路の事前選定、指定緊急避難場所の駐車スペースの拡充など、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するとともに、平時から避難訓練の実施に努める。 （略）	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
67	第３　指定緊急避難場所の確保 １　沿岸市町の対応 （１）～（５）　（略） （６）　指定緊急避難場所の指定基準等 津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。 ア　管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所 を開放できる管理体制を有していること。 イ　構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、 地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。 また、上記基準の他、次の条件に留意する。 ウ　要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。 （新設） エ　火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。 オ　津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。 カ　地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。 キ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。 ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 ク　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。 ケ　夜間照明及び情報機器等を備えていること。 コ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 サ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が	第３　指定緊急避難場所の確保 １　沿岸市町の対応 （１）～（５）　（略） （６）　指定緊急避難場所の指定基準等と留意点 津波を対象とする指定緊急避難場所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則に示される指定基準に従うほか、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考にしながら、次の条件に留意する。 （削除） （削除） ア　要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定するよう配慮する。 イ　指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、基準水位以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。 （削除） （削除） （削除） ウ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であることが望ましい。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 エ　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保するよう配慮する。 （削除） （削除） （削除）	➢　現行制度と整合を取るため記載の整理。 ➢　防災基本計画と整合を取るため追記 ➢　号ずれ ➢　留意事項であることから体裁の修正 ➢　現行のケ～スは、（７）に移動

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	備蓄されて いることが望ましい。 シ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。 ス　積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。	（削除） （削除）	
67	（新設）	（７）　指定緊急避難場所の機能等の整備 指定緊急避難場所の機能や環境整備にあたっては、以下の条件に留意する。 ア　夜間照明及び情報機器等の整備に努めるものとする。 イ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 ウ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。	➢　記載の整理のため項目を新設 ➢　項目新設に伴う各号の細分の移動
67	（新設）	エ　指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正
67	（新設）	オ　民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。	➢　各号の細分の移動
67	（新設）	カ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。	➢　各号の細分の移動
67	（新設） （新設）	キ　発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。 ク　指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正
67	（新設）	ケ　積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。	➢　各号の細分の移動

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
68	2　県の対応 県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか＿＿＿＿＿＿、道路交通の利便性にも留意する。	2　県の対応 県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか、（７）の機能等、道路交通の利便性にも留意する。	➢　項目新設に伴う追記
72	第10　教育機関における対応 1　（略） 2　避難環境の整備 県及び沿岸市町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情を踏まえた学校等の津波対策に努める。＿＿＿＿＿＿

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
73	（2） 地域ごとの津波避難計画策定支援 沿岸市町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等・沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するため支援を行う。	（2） 地域ごとの津波避難計画策定支援 沿岸市町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等・沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校及びこども・若者等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するため支援を行う。その際、通学路等の日常的な動線上における津波避難の障害箇所や改善ニーズなど、こども・若者独自の視点を避難計画に直接反映するよう努める。	➢ 第2版 こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインに基づく修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	第３章　災害応急対策	**第３章　災害応急対策**	
102	第12節　避難活動 第１～第５　（略） （新設）	第12節　避難活動 第１～第５　（略） 第６　指定緊急避難場所の開放及び周知 地震編　第３章　第12節の「第６　指定緊急避難場所の開放及び周知」を準用。	➢　防災基本計画の修正
102	第６　避難所の開設及び運用 地震編　第３章　第12節の「第５　避難所の開設及び運営」を準用する。 第７　避難情報の発令等による広域避難 地震編　第３章　第12節の「第６　避難情報等の発令等による広域避難」を準用する。 第８　避難長期化への対処 地震編　第３章　第12節の「第７　避難長期化への対処」を準用する。 第９　帰宅困難者対策 地震編　第３章　第12節の「第８　帰宅困難者対策」を準用する。 （略） 第10　孤立集落の安否確認対策 地震編　第３章　第12節の「第９　孤立集落の安否確認対策」を準用する。 第11　広域避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第10　広域避難者への支援」を準用する。 （略） 第12　在宅避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第11　在宅避難者への支援」を準用する。	第７　避難所の開設及び運用 地震編　第３章　第12節の「第５　避難所の開設及び運営」を準用する。 第８　避難情報の発令等による広域避難 地震編　第３章　第12節の「第７　避難情報の発令等による広域避難」を準用する。 第９　避難長期化への対処 地震編　第３章　第12節の「第８　避難長期化への対処」を準用する。 第10　帰宅困難者対策 地震編　第３章　第12節の「第９　帰宅困難者対策」を準用する。 （略） 第11　孤立集落の安否確認対策 地震編　第３章　第12節の「第10　孤立集落の安否確認対策」を準用する。 第12　広域避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第11　広域避難者への支援」を準用する。 （略） 第13　在宅避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第12　在宅避難者への支援」を準用する。	➢　項目ずれ
107	第20節　災害廃棄物処理活動 ＜主な実施機関＞ （略）、東北地方環境事務所	第20節　災害廃棄物処理活動 ＜主な実施機関＞ （略）、東北環境局	➢　名称変更

宮城県地域防災計画 **［津波災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
110	第24節　公共土木施設等の応急対策 ＜主な実施機関＞ （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	第24節　公共土木施設等の応急対策 ＜主な実施機関＞ （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
113	第１～第10　（略） 第11　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）東北本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　仙台支社対策本部 （ア）　本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	第１～第10　（略） 第11　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台事業本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　エリア対策本部 （ア）　本部長は仙台事業本部長とし、エリア対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は事業本部副本部長、各部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係するユニット長、マネージャー等とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、事業本部長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	第４章　災害復旧・復興対策	**第４章　災害復旧・復興対策**	
129	第５節　都市基盤の復興対策 第１　（略） 第２　防災まちづくり １　沿岸市町は、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性＿＿＿＿＿＿等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。	第５節　都市基盤の復興対策 第１　（略） 第２　防災まちづくり １　沿岸市町は、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正